

みずほベトナムニュース Vol.17

(2009年7月)



(ホーチミン市にある
)

目次

1. 株式会社メトランインタビュー
～人工呼吸器を日本から世界へ
日本人に帰化したベトナム人が日本で奮闘～……P2
2. ベトナム投資 Q&A………P4
3. 人事・労務「日本人とベトナム人の『常識』を考える」………P7
4. ベトナム法務「投資証明書及び営業登録証明書に関する問題点」………P8
5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A
第4回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算」………P9
6. 産業別レポート「ベトナムのオートバイ産業」………P11
7. ベトナムドン為替情報………P12
8. 経済動向………P

1. 株式会社メトラン

代表取締役 トラン・ゴック・フック氏インタビュー ～人工呼吸器を日本から世界へ、 日本人に帰化したベトナム人が日本で奮闘～

執筆：みずほ銀行国際営業部

日本の病院の人工呼吸器のシェアが9割以上を占める医療機器メーカー、メトラン（本社・埼玉県川口市）は日本人に帰化したベトナム人が経営する独自の高い技術力を誇る企業の1社である。その代表取締役のトラン・ゴック・フック氏は、当時のベトナムの社会情勢や日本でまだ当時は残っていた偏見にも影響を受け続けた62年だった。だが、良好な日越関係を目指して、そして「生きる」ために医療技術の改良と真面目に向き合ってきた姿から、多くの人と人脈を構築し、現在の地位を築き上げた。仕事を離れてもベトナムからの留学生の面倒をボランティアで行うなど、公私にわたって一貫した姿勢は「困った人を助ける」。今回は、日本で奮闘するメトランをご紹介します。

【画期的な高頻度振動人工呼吸器を開発】

JR川口駅から約10分。のどかな住宅街の中に日本トップシェアを誇るメトランが本社を構える。1階は製造工場、2階が事務所となり、体格のいい男性が笑顔で迎えてくれた。この男性がフック氏で日本名は新田一福氏。日本人女性と結婚し、日本人に帰化した。ベトナムでは若い頃から柔道や合気道をたしなんでいたという親日家でもある。同社の従業員は35人。現在は、日本国内では、東京大学病院、京都大学病院、小児医療センターなどに製品を納入するほか、海外は韓国やベトナム、ドイツ（OEM先）などにも輸出するなど、フック氏が苦労を重ねて開発・改良した呼吸器は世界に広がりつつある。



日本で9割以上のシェアを占める人工呼吸器を開発した代表取締役のフック氏

人工呼吸器は挿管チューブを介して空気を出し入れするが、2000年に認可された同社の成人用人工呼吸器「R-100」は、同社の集大成でもある。フック氏が人工呼吸器と向き合い始めた1980年代は、人工呼吸器は、通常の呼吸とは違い肺の中に外から空気を押し込むことで呼吸させる仕組みのため、その圧力で肺胞が傷つきやすく高いリスクを抱えていた。特に死亡率が今よりも高かった新生児医療の現場でのニーズは強かった。今でこそ日本は、新生児死亡率が世界一低い国になったが、その背景にはこの「R-100」を作るきっかけとなった新生児・小児用人工呼吸器「ハミングバード」の存在があった。この商品は、同社が設立された1984年に、米国国立衛生研究所が主催する高頻度人工呼吸器コンペティションで優勝し、同研究所から85台受注することになった。医療の最先端、米国でも認められ同社の技術力が評価されることとなった。

【フエ出身、留学生として来日し化学を専攻】

ベトナムは大乗仏教の国だが、フック氏は出身地であるフエで仏教を身近に感じながら育った。ベトナム国内で食品や建材、ホテル業などを展開する実業家の家庭であると同時にフエ市内の由緒ある寺の檀家でもあった。当時、ベトナムに仏教大学を設立する構想があり、僧の日本留学を資金的に支援したことが後の日本留学にもつながった。日本留学は、サイゴン（現ホーチミン）で高校を卒業した1968年だった。

日本語の習得後、東海大学で化学を専攻。「1970年代でちょうど日本では公害が社会問題化していた。洗剤廃水も問題になっており、ベトナムのヤシ油を利用すれば自然に戻せる洗剤が作れるのではないか」（フック氏）と考え、卒業後は化学品メーカーへの就職を希望したという。だが時代は第2次石油ショック。メーカー各社の経営は大きく影響を受け、新規採用の余裕などなかった。このため大学教授から紹介されたのが医療機器メーカーだった。フック氏は「最初から医療に関わりたかったわけではなく、その時々の流れに導かれて今の私があるのです」と医療業界に足を踏み入れたきっかけを振り返る。

【医療機器のパーツからすべてを自分の手で】

医療機器メーカーではいつかベトナムに帰国したときに、自分ですべて医療機器を作れるようにとの当時の社長の配慮から、医療機器の開発にゼロから携わった。ベトナムでは日本のように部材を作れる企業がない。自分でパーツを製造する機械から作れるようになれば医療機器を作り上げることはできないとの判断からだった。当初は輸血セットから作り始めたが、次に人工呼吸器の開発に携わることとなった。フック氏は「人工呼吸器は、トラブルが発生すれば人の命に直接つながることから皆が手をつけたがらない機器だった。その分、開発が遅れ、この呼吸器の開発に携わろうと思った」と話す。今でも人工呼吸器の96%が輸入品で日本製はほとんど流通していなかった。もちろん今のように麻酔技術も未発達。フック氏は医大の麻酔科教授の研究室で、英文の文献などを読みあさって知識を蓄積していったという。その後、フック氏は独立して1984年にメトランを設立し、これまでの経験をもとに新生児用の人工呼吸器「高頻度人工呼吸器ハミングバード」を開発した。

【アジアで展開するメトランの人工呼吸器】

同社は、日本での人工呼吸器の広がりに伴い、祖国ベトナムでの展開を進める。このほか、ドイツでは、手術時に心臓と肺の役割を果たす人工心肺システムのベンチャー企業からの依頼で輸出も行う。だが、日本の厚生労働省の認可だけでは世界でこの医療機器は通用しない。世界で同製品を広めるには、医療機器等の承認審査をする米国食品医薬品局（FDA）がEUで販売される指定製品への貼付が義務付けられているCEマークのどちらかを取得する必要があるが、自力でのこの機器の販路拡大には限界がある」と話し、「我々のような小さな企業では、米国で何年もかかる治験（臨床試験）に通るための資金力はないし、保険の額も莫大。ここまで育てたので、これからは人工呼吸器を世界に広めるために、力のあるパートナーへとバトンタッチした方がいい」と話す。同社の売り上げの3分の1を占める事業の柱を手放してまで人工呼吸器の拡販のために取り組むフック氏。今後は在宅ケアや消耗品分野を拡大して、次の世代に引き継ぐ準備を進めているという。「ベトナムと

日本のために役立つことを今後も取り組んでいきたい」と話し、「命」を守るためことを第一に事業拡大を目指していく方針である。

(執筆：みずほ銀行国際営業部国際アドバイザーチーム調査役 小原綾子)

2. ベトナム投資 Q&A

本コーナーでは、ベトナム投資に関してお客さまからよくいただくご質問について Q&A 方式でご紹介します。

執筆：株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Q：就業規則に違反した従業員に対し処分を行う時の留意点を教えてください。

A：就業規則に違反した従業員に対して、企業が適切に処分を行わない場合、労働者の不満を招きやすく、労働争議あるいはストライキが起こる可能性がある。従って、企業は法律に則り、処分を行う必要がある。今回、就業規則に違反した従業員に対する処分に関する留意点を以下で説明する。

1. 労働規律

労働法では、就業規則に示された労働時間、技術、生産と経営に関する規範を「労働規律」と呼んでおり、労働規律違反に対する処分に関し、労働法第8章において詳しく規定している。労働規律違反と、就業規則違反は同等の意味であり、就業規則違反の処分については同法第8章に基づき行わねばならない。以下では便宜上、労働規律という言葉を使用する。

2. 労働規律の違反の処分形式

法律上、労働規律は違反形式及びそれに対する違反処分の形態に分けて規定されている。

No	処分	対象	例
	戒告 (口頭・文書)	程度の軽い違反行為をした従業員	ここに当てはまる違反行為については、会社が状況により自由に規定してよい。ここでの処分は「最高6ヵ月間の賃金据え置き、最高6ヵ月間の減給に伴う配置転換、または降格処分」の処分形式より軽い。

			<p>例：</p> <p>ア) 口頭による戒告：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務怠慢または正当な理由のない職場放棄 ・ 昼の休憩時間になる前に昼食に出かけ、規定の時間より遅く仕事につく ・ 1 ヶ月に 3 回無断で遅刻・早退 ・ 1 ヶ月に 3 回の無届欠勤 など <p>イ) 文書による戒告：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口頭による譴責を受けた日から 1 ヶ月以内に第 16 条の行為を再犯する ・ 1 ヶ月に 5 回以上の常習的な遅刻 ・ 直属の上司又はマネージメントの命令の不履行 ・ 怠慢又は不注意による会社の資材の浪費・損傷など <p>* の違反を 2 回行くと、 の処分ができる</p>
最高 6 ヶ月の賃金据え置き、最高 6 ヶ月間の減給に伴う配置転換、または降格処分	一般的には、書面での戒告処分を受けた後に再犯し、或いは重大な損失をもたらす従業員	ここに当てはまる違反行為については、会社は状況により自由に規定してよい。この処分は解雇より軽い。	<p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務中の飲酒した場合 ・ 会社の署名、印鑑又は資料を偽造したり、個人目的で使用したり、あるいは会社の利益を侵害した場合 ・ 他の従業員に休み・遅刻・早退・外出・集会を強制した場合
解雇	法律上、右記のケースのみに違反した従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窃盗、横領、技術及び企業秘密の漏洩その他の行為をすることにより、企業の財産及び利益に重大な損害をもたらした場合 ・ 懲戒処分として昇給期間の延長もしくは減給を伴う配置転換の制裁を受けた従業員が懲戒処分の期間中に同一の違反を犯したとき、または現職を解職された従業員が解職期間中に違反行為を再犯した場合 ・ 従業員が正当な理由なく、1 ヶ月に合計 5 日又は 1 年に合計 20 日、無断欠勤をしたとき <p>労働者を解雇した後、雇用主は解雇について地方労働局に届け出なければならない¹⁾。</p>	

¹⁾ 労働法の第 85 条

上記に関する注意点

- 1つの違反行為に対し、2つ以上の処分を適用してはならない。
- 女性従業員は、企業が活動を止める場合を除き、妊娠、出産休暇及び12ヵ月未満の子の育児の期間中、解雇を一時的に免除されるものとし、また、当該女性が当該期間中に懲戒処分を受ける場合には、当該期間中は懲戒処分の延期がなされる。

3. 労働規律違反の処分手続きでの注意点

上記 と の労働規律違反に対する処分を行う際に、以下のことを注意しなければならない。

- 労働規律違反に関する処分手続きにおいては、雇用主は、労働者が違反を犯したことを立証することができなければならない。
- いずれの従業員も、自己弁護する権利および弁護士、人民弁護士その他の人物に弁護を依頼する権利を有する。
- 労働規律違反処分における尋問は、関係者及び企業内労働組合執行委員会の代表者が参加して行われなければならない。
- 労働規律違反処分に関する法的手続きは、文書で記録されなければならない。

更に、違反した労働者に対する処分を正式に適用するため、会社および労働組合の代表者及び労働者は会議を行う必要があり、その会議にて、証拠の提出、従業員の違反行為は社内労働規律あるいは労働法に該当する旨を協議する必要がある。会議の後、参加者全員は議事録に署名することになる。

一方、従業員が議事録に署名しない場合、署名しない理由を議事録に明記する必要があり、会社および労働組合の代表者が署名後、処分を行うことが可能²である。

前述の通り、解雇を適用の場合は、企業は地方の労働局に通知しなければならず、解雇手続きがさらに複雑になるので、解雇の代わりに、直接労働者と労働契約書の終了という形で合意する企業が多い。

【問い合わせ先】

株式会社 SCS 国際会計事務所ベトナム事務所

Ta Huang Ly (タ フォン リー) 日本語対応可

電話 +84 (042) 2200 334 E-mail : huong.ly@scs-vbp.com

² 政令 41/CP 第 11 条

3. 人事・労務 「日本人とベトナム人の『常識』を考える」

人材確保やストライキの発生など人事・労務への取り組みがベトナムに進出した日系企業にとって大きな課題となっています。本コーナーでは、具体的にどのような取り組みを考えればいいのかについてご紹介します。

執筆：株式会社アクティブリッジ

ベトナム人社員のマネジメントを行うにあたり、常に頭に入れておかなければならないことは、「日本とベトナムでは常識が異なる」ということです。常識は、環境、文化から生み出されるものです。これを踏まえてマネジメントを行えば、大きなトラブルになることはありませんが、ベトナム赴任でのトラブルの多くが、マネジメントに関するものです。

日本人とベトナム人は気質が似ているとよく言われます。それは、根底にある価値観が似ているからに他なりません。今回は、日本人とベトナム人の似た価値観と、それにも関わらず生まれる両国の常識の違いをご紹介します。

感情の抑制

日本人とベトナム人は、感情を表に出すことをよしとしません。どちらも、心の中で何を考えているかわからないと言われがちです。しかし、日本人には「叱る」というマネジメント文化がある一方で、ベトナム人はこれを「感情をそのままぶつけており、避けるべき行為」ととらえ、関係修復が難しくなる場合もあります。叱る際には、明確な理由を挙げ、論理立って話すことが重要です。

曖昧

日本人もベトナム人も、白黒ははっきりつけることがあまり得意ではありません。相手との関係性を重視し、はっきり言うことでその関係性が壊れることを恐れたりします。しかし、日本人は仕事ではプライベートの話を会話に持ち出さず、はっきりと公私を分ける一方で、ベトナム人は、公私に関しても曖昧な部分が見受けられます。ベトナムに赴任した際には、家族のことなどプライベートの話題にも触れてベトナム人との距離感を縮めることも、関係性構築という点では大事だと思われま

気遣い

日本人もベトナム人も必要以上に相手を気遣います。異なるのは、日本人の気遣いの最たるものが「謙遜・謙譲」であるのに対し、ベトナム人は「相手への興味」であることです。したがって、気遣いの点で誤解が生じる可能性はあります。例えば、謙遜の意識が日本人ほど強くないと言われるベトナム人に対し、「ベトナム人は控えめな態度を取らない」と考えられる方がいらっしゃるかもしれませんが、これはベトナム人には「まず自分を相手よりも下に置く」習慣がないことからきます。このように日本人が自分たちの価値観で判断しようとするれば、ベトナム人は逆に「日本人はベトナム人のことを知ろうとしない」と考えるでしょう。日本人もベトナム人も、「気遣いは大切」という根底の価値観は同じであるため、お互いがお互いをよく理解すれば、こうした誤解の解消は難しくないと考えられます。

問題解決の第一歩は、自分の常識が日本でしか通用しない可能性がある、との客観的な

視点をもつことです。それにより、問題点と解決法がはっきり見えてくるのではないでしょうか。

【問い合わせ先】

株式会社アクティブブリッジ ベトナムグローバル人材コンサルティング室
谷口 正俊 +81(03)5774-1477 E-Mail: info@actibridge.com

4. ベトナム法務 「投資証明書及び営業登録証明書に関する問題点」

ベトナムでの事業展開にあたっては、現地特有の法律・規制にもとづく対応が求められます。本コーナーでは、ベトナムビジネスにおいてとくに焦点となっている法務問題をご紹介します。

執筆：ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

ベトナムにおける投資法に基づき、直接投資に関しては、投資家は投資プロジェクトを策定し、投資証明書 (Investment Certificate) の申請をしなければならない。投資証明書は、同時に会社の営業登録としても効力を有するものである。実務上、許認可官庁は、国内企業及び外国投資企業に対して 2 つの異なるアプローチを採用している。言うまでもなく、投資証明書 (外国投資企業にとって必須のものである) の取得手続きは、営業登録証明書 (Business Registration Certificate) の取得手続きよりも長い時間を要する。

首相による 2007 年 9 月 5 日付けの Decree 139/2007/ND-CP (以下「Decree 139」) は、ベトナムに初めて会社を設立しようとしている外国の投資家に対し、設立される会社の外国資本比率が 49% 以下であることを条件に、投資証明書の申請義務を免除している。言い換えれば、外国資本比率が 49% 以下である会社を設立する手続きは、国内企業を設立する手続きと同様に、投資証明書の申請義務がないということになる。

驚くべきことに、2009 年 3 月 18 日に出された Official Letter No.1752/BKH-PC (以下「Official Letter 1752」) において、計画投資大臣 (Ministry of Planning and Investment) は、Decree 139 の条項を覆すかのように、投資証明書の申請について主張している。Official Letter 1752 は、投資法第 50 条(1)及び投資法の実施に関するガイドラインを定める 2006 年 9 月 22 日付け Decree 108/2006/ND-CP の第 56 条(3)を引用し、次のように述べている。

「外国の投資家がベトナムの投資家と共に資本を出資して、外国資本が定款資本の 49% を超えないジョイントベンチャー企業を設立する場合、省人民委員会又は工業団地の管理委員会は、外国の投資家に対して投資プロジェクトを準備し、投資証明書の発行手続きを実行するよう求めなければならない。」

この Official Letter 1752 の法的効果として、ベトナムにおける外国の投資家は、ジョイントベンチャー企業の外国資本比率に関係なく、投資証明書の発行を申請しなければなら

なくなった。このことは Decree 139 と矛盾するように思われ、また、Decree 139 において意図された外国への開放及び事務手続きの軽減という点での外国投資に対する有利な取扱いに逆行するものである。とりわけ、Official Letter 1752 は Decree 139 を無視しており、その文中では全く Decree 139 について言及されていない。

Official Letter はベトナム法の下では法的文書として認識されていないが、許認可官庁に対して影響力を持っている。特に、許認可官庁が法律や規則の解釈についての裁量権を使用する際には影響がある。投資証明書及び営業登録証明書の発行について、特に Decree 139 と Official Letter 1752 との整合性について、計画投資大臣から改めて説明がなされることが望まれる。

【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所
ホーチミン 森 +84(91)826 3708
シンガポール 丸茂 +65(96)171 561

5. 実務に役立つベトナム税務 Q&A

第4回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算」

～ベトナムで90日以上183日未満滞在する非役員のケース～

執筆：税理士法人フェアソリューション・コンサルティング

私は日本人で日本本社の香港子会社に勤めています。この度香港子会社からベトナム関連会社に派遣されて駐在員（非現地役員）として機械設備の据付・試運転・検査及びベトナム関連会社の社員のための指導をしていました。私は、ベトナムに90日以上183日未満の期間滞在しており、私の給与その他のベトナムにおける業務から生じる実費は香港子会社によって支払われ、費用負担されています。私はベトナム短期出張者ですので、ベトナムでの個人所得税は免除されるのでしょうか。

ベトナム個人所得税法によりますと、ベトナムでは、課税対象となる所得³を有する居住者及び非居住者は個人所得税を納税する必要があります。従って、あなたが単にベトナムに長期滞在（通常183日以上）する場合にのみベトナムの個人所得税を納付するという考えではなく、あなたがベトナムの居住者か非居住者かで納税義務の内容は異なりますのでご注意ください。例えば、あなたが居住者であれば所得の増加に応じて税率が高くなる累進課税が課され、あなたが非居住者であれば所得に対して一律20%の税率が課されることとなります。

³ 居住者については、所得の支払地を問わず、ベトナム国内及び国外で発生した所得が課税対象となりますが、非居住者の場合は、所得の支払地を問わず、ベトナム国内で発生した所得についてのみ課税対象となります。

2008年9月30日付No.84/2008/TT-BTC財政省通達のSection A, Part I, point 1.2.2に基づく、ベトナムの借家法に基づくベトナム借家契約を課税年度（原則として暦年）内で90日以上の間契約している外国人は、ベトナム税法上、ベトナム居住者と扱われます。具体的には以下のとおりです。

- 恒久的住居が登録された居所、あるいは永久又は臨時の居住者証明書はないが課税年度内に1つ又は複数の借家契約の日数の合計が90日以上となる個人はベトナム居住者として扱われる。
- 「借家」とはホテル・ゲストハウス・レストハウス・ロジ・勤務する事務所・本店事務所をいい、個人が直接賃借するか又は雇用者がその個人のために賃借するかを問わない。

従って、あなたはベトナム国内税法に基づきますと 90 日以上の借家場所がありますので、ベトナム居住者となります。

そしてあなたは同時に、香港の居住者にも該当し、香港税務当局から発行される香港居住者証明書をベトナム税務当局に提出できれば、あなたは香港居住者として扱われます。その際のあなたの税務義務は以下のとおりとなります。

- ベトナムで生じた所得は一律 20%の税率で源泉徴収の対象となります。当該所得はベトナムでの業務から生じる香港子会社又はベトナム関連会社で支給される現金及び現物給与となります。
- 香港及びベトナムでの業務から生じる報酬全額を香港で確定申告しなければなりません。課税対象となる所得は現行の香港税法により、累進課税または一律の 15%の税率のいずれかの低い税額が適用されます。
- 外国税額控除が香港で適用されます。税額控除を受けるためには、確定申告に所得全額を申告した上で、本申告書に税額控除を添付します。申告時にはベトナム税務当局から発行される税金納税証明書等の証明書を香港税務当局に提出する必要があります。

ただし、あなたが香港税務当局から発行される香港居住者証明書をベトナム税務当局に提出できない場合、あなたはベトナム居住者として扱われます。ベトナム居住者に対するベトナム個人所得税の取扱いにつきましては、みずほベトナムニュース Vol 14～15 を参考としてください。

このように、ベトナム出張者又は駐在員の方々は、ベトナム国内法に加え、関連する外国での税法の取扱いにも十分注意して個人所得税の取扱いを判断して頂くこととなりますが、個別具体的な事例につきましては専門家にご相談されることをお勧めします。

【問い合わせ先】

税理士法人フェアソリューション・コンサルティング 東京事務所

ヴ ティ フォン リン

+81 3 3541 6863 E-Mail:v.linh@fairsolution.or.jp (日本語対応可)

F.S.C. Vietnam., JSC ハノイ事務所

レ ホアン アイ

+84 4 3974 - 4840 E-Mail:anh.le@fairsolution.vn (日本語対応可)

+84 90 - 325 - 3935 (携帯電話)

6. 産業別リポート「ベトナムのオートバイ産業」

本コーナーでは、不定期でベトナムの産業情報の今をお伝えします。

執筆：みずほ銀行国際営業部

オートバイ販売台数の推移

単位：千台

	台数	国営	非国営	外資系
1995年	62	0	0	62
1996年	68	2	0	66
1997年	77	8	0	69
1998年	256	20	5	231
1999年	242	20	4	218
2000年	463	122	32	309
2001年	610	245	99	267
2002年	1,052	230	58	764
2003年	1,180	91	217	873
2004年	1,828	168	497	1,163
2005年	1,982	121	609	1,252
2006年	2,094	89	562	1,443
2007年	2,659	121	779	1,759
2008年	2,880	n.a.	n.a.	n.a.

出所：ベトナム統計総局、ベトナム政府ホームページ

ベトナムでのオートバイ販売台数は年間300万程度(2008年)であり、ベトナム人の主要な交通手段となっています。また、販売台数も年々増加する傾向にあり、ベトナム国内での自動車販売が年間11万台(2008年)程度にとどまっていることとは対照的です。

現在、ベトナム国内でのオートバイ生産台数の5割をホンダなど外資系企業7社が生産しており、また、ベトナムのオートバイ産業への海外からの投資も年々増加しています。ベトナムでは人口の約8割が地方に在住しており、交通手段としてのオートバイ需要は今後も一層増加するものと見られています。

ベトナム産業戦略政策研究所 (Research Institute for Industrial Strategies and Policies) によると、2010~2020年ベトナムにおけるオートバイ産業開発計画では、ベトナムをオートバイ研究開発、部品及び予備部品の生産・輸出センターとすることを目標としています。

オートバイ産業分野の育成を5つの発展段階で考えると、ベトナムは現在、部品を輸入して組み立てる第1段階のレベルです。今後は、部品や付属品の7割以上を国内生産できる第2段階、国内の部品生産が9割を超え、裾野産業が発展を遂げる第3段階、そしてメーカー自身が戦略的に販売できるようになる第4段階、メーカーが海外展開を含めた経営戦略を構築できる第5段階を目指しています。この最終段階で、メーカーは海外市場を開拓し、海外のクライアントと共に販売を実施し、輸出を積極的に行えるようになります。

ベトナム工業省(当時)が国内オートバイ生産・組立分野を調査したところ、競争力があるとされるオートバイメーカーは11社のみでした。他の24社は競争力が低く、10社は経営危機にありました。このように、ベトナムのオートバイ産業は依然として競争力が弱いのが実態ですが、完成品や部品のアフリカや東南アジア諸国への輸出では大きな潜在性を持っています。すでに数種のオートバイ、部品や予備部品などはタイ、マレーシア、インドネシア、中国向けに実績はありますが、まだ数量はわずかで不定期なことから有力な輸出先になるのはまだ先とみられています。

(みずほ銀行国際営業部国際アドバイザリーチーム調査役 浅野英治)

7. ベトナムドン為替情報

本コーナーでは、ベトナムドンの為替レート動向についてご紹介します。

執筆：みずほコーポレート銀行ハノイ支店

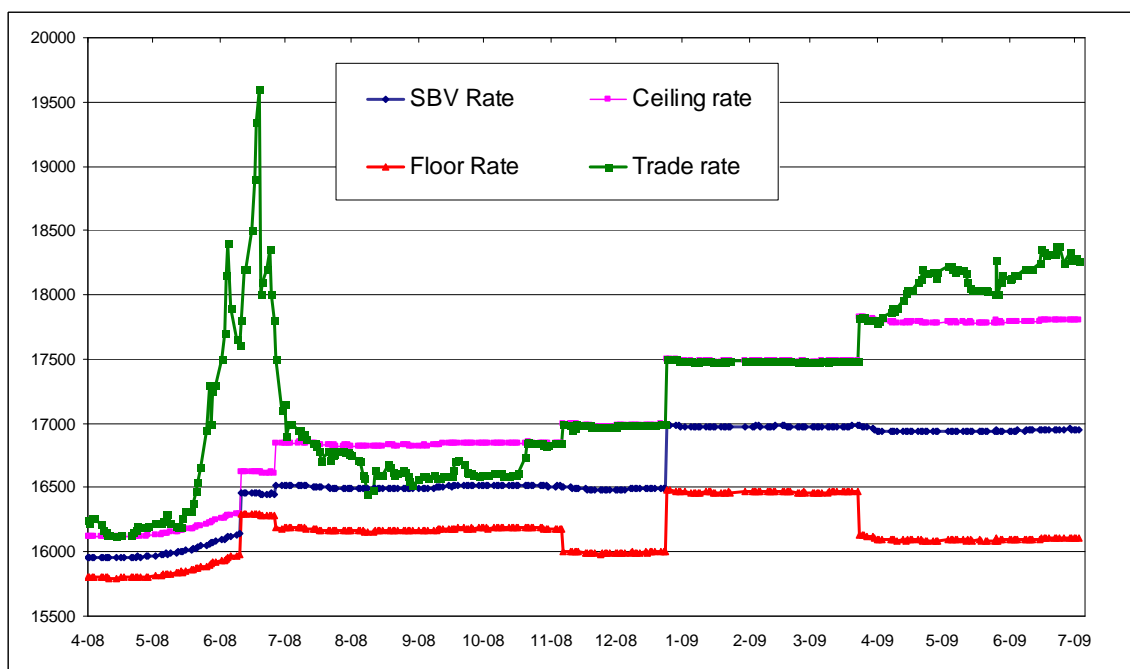
5月に引き続き、6月に入ってもドル不足の状況に変化なし

5月の第4週に入ってから、タイトなドル不足状況は継続。銀行間におけるドル売が殆ど見られず、各市中銀行が輸出者のドル売を待つ状況となっている。ベトナム中央銀行(中銀)がドル売のサポートを実行すると発表したが、サポート対象が国有銀行に限定され、加えてそのドル売の量が少ないため、市場へのドル供給が追いつかず、輸入者のドル調達に困難が生じている。

市中レートは、中銀の規定するシーリング・レート()より大幅に高い水準で推移している。(5月20日付けの銀行のシーリング・レート、市中取引レートはそれぞれ、USD1=VND 17,782、USD1=VND 18,040であったが、6月8日からは、USD/VNDのシーリング・レートがUSD1=VND17,790台で推移する一方、市中取引レートはUSD1=VND18,200台に跳ね上がり、その後もこの差が広がっていく傾向にある。)6月末に向けて、ドル決済の需要が高まるため、ドルの不足状況が更に進んだ。

タイトなドル供給の状況の以前からある三つの原因（輸入者によるドル買ニーズの増加、輸出者の外貨抱え込みによる、ドル売の減少、FDIの落込みによるドル供給不足）は暫く解消されないと見られる。ドル借入需要を刺激し、一方ドルの囲い込みを解消させるために、6月の初めからいくつかの地場銀行では、ドル預金金利、ドル貸出金利を引き下げようとした動きも見られた。しかし、今後のドル高が想定される中、金利面では魅力があるもののドル借入の需要が増加するには至っていないようである。為替取引の円滑化のため、市場からは、中銀の為替バンドの変更もしくは中銀レートの切下げが継続的に望まれている。

()：中央銀行規定により、ベトナム中銀発表のUSD/VNDレート(中銀レート)のバンド・レンジで、市中銀行は為替の値付けが可能。2009年3月23日から、622/QD-NHNNにより、市中銀行が値付け可能な為替レンジはベトナム中銀発表のUSD/VNDレートの5%へと規定。(レンジの上限：表中のシーリング・レート、下限：同フロアレート)



8. 経済動向

今月は、2009年1~3月のベトナム経済動向をお知らせいたします。

作成：みずほ総合研究所

	2008年6月	2008年7月	2008年8月	2008年9月	2008年10月	2008年11月
CPI(前年同月比)	26.80	27.04	28.32	27.90	26.72	24.23
貿易 輸出	6,431	6,595	6,054	5,399	5,066	4,266
輸入	7,167	7,449	6,317	5,662	5,861	4,890
貿易収支	-736	-854	-263	-263	-795	-624
工業生産高	56.77	56.43	56.23	55.72	55.63	55.34
GDP 成長率	5.8		6.5		5.5	

	2008年12月	2009年1月	2009年2月	2009年3月	2009年4月	2009年5月
CPI(前年同月比)	19.90	17.49	14.77	11.24	9.24	5.58
貿易 輸出	4,680	3,719	5,059	5,357	4,321	4,400
輸入	5,698	3,329	4,203	5,103	5,450	5,900
貿易収支	-1,018	391	856	254	-1,129	-1,500
工業生産高	55.44	47.86	58.21	53.22	55.47	56.57
GDP 成長率	5.5		3.1		-	

数値は速報ベース。出所：ベトナム統計局など

みずほベトナムニュース バックナンバーのご案内

Vol.7

特別企画「ベトナム商工会議所ホーチミン支部
VO TAN THANH 会頭インタビュー」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人の注意すべき気質・行動」
ベトナム法務「ベトナムにおける外国人労働者許可証(Work Permit)について」
工業団地便り「ドンバン2工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向

Vol.8

特別企画 みずほベトナム勉強会「工業団地における人事・
労務管理～就業規則の作成を中心として～」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人材育成法 叱り方」
ベトナム法務「外資の人材派遣会社の解禁について」
工業団地便り「ニョンチャック3工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データおよび動向

Vol.9

注目ニュース「2009年1月1日からの最低賃金」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム人材育成法 ほめ方」
ベトナム法務「個人所得税に関する新たなDecreeの下での居住者」
工業団地便り「タンフォン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済データ

Vol.10

注目ニュース「日越 EPA 大筋合意」インタビュー
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム現地管理者の基本的スキル」
ベトナム法務「インターネットサービスの管理・提供・利用に関する
新しい Decree」
工業団地便り「ダイアン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol.11

「今後の日越関係を聞く」インタビュー
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式風邪治療法」
ベトナム法務「ベトナム労働者の最低賃金の上昇について」
工業団地便り「アセンダス・プロトレード
シンガポール テックパーク」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol.12

ベトナム北西部の投資環境～地下資源開発と農林業の高い潜在性～
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「チームモチベーションの創造」
ベトナム法務「法人税に関する新しい Decree」
工業団地便り「タンチュン工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol.13

インタビュー 住友商事株式会社
～ベトナム物流・工業団地からベトナム経済の今を分析～
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「チームモチベーションの創造」
ベトナム法務「ベトナムの新しい 失業保険制度について」
工業団地便り「タイホア工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向・2008年10～12月まとめ

Vol.14

不況下でも成長を続けるベトナムの水産加工業
～ベトナム産業界レポート～
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「諺から考察するベトナム文化」
ベトナム法務「ベトナムにおける会社清算について」
実務に役立つベトナム税務Q&A 第1回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算」
工業団地便り「ホアラックハイテクパーク」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol.15

サイゴンインベストグループ(SGI)会長インタビュー
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「諺から考察するベトナム文化」
ベトナム法務「技術移転に関する新しい 規則」
実務に役立つベトナム税務Q&A 第2回「ベトナム駐在員の所得税の計算」
工業団地便り「トゥアンダオ工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

Vol.16

株式会社多加良製作所インタビュー
「金型メーカーとしてベトナムで日本のものづくりを定着させる」
ベトナム投資 Q&A
人事・労務「ベトナム豆知識 ベトナム式接待方法」
ベトナム法務「投資関連法の修正案について」
実務に役立つベトナム税務Q&A 第3回「ベトナム駐在員の個人所得税の計算」
工業団地便り「ディン・ブー工業団地」
ベトナムドン為替情報
経済動向

【ご注意】

1. 本資料は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本資料の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本資料の著作権は、原則として当行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. 本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料記載の情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。当行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。